

報道関係者各位

大阪府茨木市

## 東福井地区における地下水汚染への対応状況について

茨木市は、東福井の井戸の地下水において、砒素及びふっ素が環境基準を超過して検出されたことから（令和5年6月15日報道提供）、当該井戸（以下「発端井戸」という。）の周辺地域における地下水の水質調査等を実施しましたので下記のとおりお知らせします。

## 記

## 1 周辺地域の井戸所有者等への周知

発端井戸の周辺において井戸の所在を調査したところ、35本の井戸が確認され、うち5本の井戸においては飲用としての利用が確認されました。井戸の所有者に対しては、近隣で地下水汚染が確認されている事実を伝え、飲用としての利用を控えるよう指導しました。

## 2 周辺地域における地下水の水質調査

汚染の拡がり把握するため、周辺において所在が確認された35本の井戸のうち飲用としての利用が確認されている5本のうちの2本の井戸を含む4本の井戸において、地下水の水質調査を実施しました（別図のとおり）。その結果、下表のとおりすべての井戸において、砒素及びふっ素は地下水環境基準等に適合していました。

採水地点	採水日	水質調査結果		地下水環境基準		水道水質基準	
		砒素	ふっ素	砒素	ふっ素	砒素	ふっ素
地点1（茨木市東福井）	令和5年8月17日	0.006	0.26	0.01 以下	0.8 以下	0.01 以下	0.8 以下
地点2（茨木市東福井）	令和5年8月17日	0.008	0.35				
地点3（茨木市東福井）	令和5年8月17日	0.005 未満	0.08 未満				
地点4（茨木市東福井） <sup>（注1）</sup>	令和5年11月16日	0.005 未満	—				

（単位：mg/L）

地下水環境基準：長期間にわたって地下水を毎日飲み続けた場合にごく低い確率で健康へのリスクが生じる恐れがある濃度をふまえて規定されています。

水道水質基準：地下水環境基準と同様の趣旨で、水道水として適合が義務付けられている基準です。

（注1）地点4は、地点1及び2の砒素の水質調査結果が地下水環境基準の1/2以上の値であったため、追加で採水した地点になります。

## 3 汚染原因の調査

周辺の事業場における有害物質の取り扱い状況について調査を実施しましたが、汚染原因となりうる事業場は確認されませんでした。

## 4 今後の対応

今後は、市において東福井地区における地下水の水質について、監視していきます。